

〔 29川健生自第1564号 〕  
〔 平成30年2月22日 〕

## 中国残留邦人等支援給付事務指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第23条並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第154条に基づく事務監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 この要領による監査の対象は、支援給付等の事務を所管する健康福祉局地域包括ケア推進室（以下「実施機関」という。）とする。

(監査の目的)

第3条 監査は、関係法令及び通知等に基づき、中国残留邦人等支援給付等施行事務について調査し、又は検討するとともに、必要とされる改善のための措置並びに助言及び指導等を行うことにより、その適正実施を図ることを目的とする。

(監査の実施)

第4条 監査を適切に実施するため、健康福祉局長は次に掲げる事項を定める。

- (1)中国残留邦人等支援給付等施行事務監査における重点事項
- (2)中国残留邦人等支援給付等施行事務監査における主眼事項及び着眼点
- (3)年間監査実施計画

(実施体制)

第5条 監査班は、原則として生活保護・自立支援室適正実施担当課長を班長とし、

生活保護・自立支援室職員で構成する。

(監査の種類)

第6条 監査は、一般監査及び特別監査とする。

(一般監査)

第7条 一般監査は、原則として年1回、実施機関において実施する。

- 2 一般監査は、厚生労働省が行う監査と同時に実施することができる。
- 3 一般監査の実施にあたっては、事前に、指導監査の日時、場所、指導監査担当者、準備すべき書類等を実施機関宛て文書で通知する。

なお、一般監査を効率的に実施するため、実施機関に対し事前に資料の提出を求められることができる。

- 4 一般監査は、主に関係書類の確認及び関係職員からの聴取により実施し、支援給付の決定手続及び方法の適否並びに被支援給付者の自立助長等個別的援助の適否の検討（以下、「ケース検討」という。）等を行うものとする。
- 5 一般監査におけるケース検討において選定するケースは、おおむね10ケースを目途とする。
- 6 一般監査において検討する項目は、次の事項とする。

- (1) 家庭訪問活動の状況
- (2) 支援給付の決定状況
- (3) 費用返還事務の状況
- (4) 自動車保有の状況
- (5) 課税状況調査の状況
- (6) 海外渡航の状況
- (7) 通院移送費の状況

- (8) 一時支援給付の支給状況
- (9) 医療支援給付事務の状況
- (10) 介護支援給付事務の状況
- (11) 経理事務の状況
- (12) その他

- 7 一般監査の結果については、監査の終了前に、関係職員に対し講評を行う。
- 8 監査終了後、ヒアリング及びケース検討の結果や収集した資料等を用いて、実施機関の課題や問題点を把握し、具体的な改善方策について、監査班にて分析、検討を行い、監査結果について通知する。

監査の結果、是正改善状況の報告を求める必要性がある事項については、期限を定めて報告を求めることができる。

(特別監査)

第8条 一般監査のほか、必要に応じ次の特別監査を実施する。

- 2 重大な問題が認められる等、一般監査によりがたいと認められる場合の監査
- 3 特別監査の実施方法等については、実施目的等に応じその都度定める。

第9条 この要領に定めるもののほか、監査の実施に必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年2月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。